

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定下水道工事業者規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消し、同規程第6条ただし書の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

令和7年6月17日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都府南丹市八木町八木嶋町田1番地

橋本設備工業

橋本 寛治

(2) 廃止届出年月日

令和7年5月28日

2 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都府南丹市八木町八木嶋町田1番地

株式会社アコウ

代表取締役 橋本 寛治

(2) 指定期間

令和7年6月17日から令和11年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)